# 道修町三丁目 「諸事書上帳」 第四冊の三

野高宏之

## 都市行政における捨子対策

る(七月二十四日、十月六・七日)。そのどちらもに夜番が登場す天明七(一七八七)年の「諸事書上帳」には二件の捨子記事があ

いる。そこで本稿では捨子との関係を中心に夜番について概観する。れ、今後捨子の再発防止に努力することを記した請証文を提出している。十月では町の者にともなわれて夜番が町奉行所に呼び出さる。七月は夜番が来る前の捨子であったことを町奉行所で確認して

るとともに、町奉行所の当番所では捨子届を捨子帳によって記録し二、七二二)。その後、十八世紀の半ばには捨子の管轄区域を定め大坂町奉行所の捨子対策はまず生類憐み政策から始まる(触七〇

郷城代条目」『当番所取捌覚』、『裁判至要』などによると、区域ご町奉行組与力・同心屋敷近辺、寺町(上町)に分かれる。「大坂三捨子の管轄区域は町人地(町内)、大坂城近辺、町奉行所近辺、「

との対応は次のとおりである。

②御城近辺の捨子は惣会所で養育。

①町内(町人地)の捨子は町内で養育。

④町奉行所近辺の捨子は町奉行所の下宿で養育。その後、町奉行所③町奉行所組与力・同心屋敷の捨子は惣会所で養育。

近辺・下宿請地・辻番請負人請地の捨子は惣会所で養育。

⑤上町の寺町近辺の捨子は寺院で養育。明和元年以後、惣会所で養

また大坂代官所近辺の捨子も安永九年五月までは町奉行所に届け出育。養育料は寺院が負担(『御用録』一ー八)。

た(『御用録』五ー二八八)。

このように、町人地以外の捨子は次第に惣会所が養育等を受け持

た(『御用録』一ー五)。 つようになる。なお、町人地以外の捨子は惣会所の町惣代が担当し

ついで十七世紀後半の安永・天明年間には町人地の捨子監視が各

入人が登場するようになった。 れたのはこの頃だけで、その後、 町内の夜番の責任となった。捨子が見つかると夜番の責任が問 とに移っているようである。そして捨子の町内と養親をつなぐ口 社会の関心は養親を確保するこ ゎ

## 木戸番・自身番・町中の夜番・四ケ所の夜番

番の項目は見当たらないのである(道三文書一二七「銀子入払帳」)。 丁目の明和七年における町入用をみると、丁代夜番、 は承知せよとの町触を出している。 年閏十二月、 とであった(慶安元年四月五日付補触四・五)延享二(一七四五) している(道三文書二四三)。 生じる。道修町三丁目では寛政年間の木戸番・立番の賃銀を記録 まで、木戸番と夜番は同義に使用されたことがわかる。 いたから、この通達が出たのである。したがって十八世紀中ごろ 木戸を通過しなければならない。夜番が木戸の開閉をおこなって ところが、十八世紀後半になると木戸番と夜番の語法にズレが 江戸時代初期、 丼池垣外番が別個のものとして記載されている。一方で木戸 町奉行所は夜中に長吏が町廻りするので各町の夜番 夜番は町人のつとめであり、 寛政元(一七八九)年、 (触一九五三)。夜中の巡廻は 町境の木戸番のこ 自身番、 道修町三 夜一四 立

0

のちに述べるように道修町三丁目の夜番は通常二人なので、この 東西南北(これが木戸なのか辻なのかは不明)に四人雇っている。 に増やしている。 翌三年は東西の木戸番を雇い(二人)、四年は

番は夜番とは別個のものとみなすことができる。 三人を雇ったことを示す史料から、道三文書二四三の立番・木戸 町三丁目は町境の立ち番四人・辻番一人合計五人の人足を出した い夜番が木戸番を兼ねることもあったとしか考えられない (「諸事書上帳」本誌第五四号六頁参照)。これとさきほどの立番 寛政元年七月、中国筋御巡見役花房仙五郎一行が大坂に滞 この御用宿が道修町にも指定された。これにともない、 あるいはせ 道修

の監視、 ある。 あった。また寛政年間には何度か老中の大坂巡見があったが、そ 自身番は町会所に置かれる場合と町人の家屋敷に置かれる場合が 自身番の指示がある。それによると自身番には木戸の管理、 者の監視がつとめであり、 であったのにたいし、 期間中などに臨時に置かれるものであった。 (一七七六) 年四月に町奉行が惣年寄を通じて各町に通達した 木戸番のほか、各町には自身番もあった。江戸の自身番が常設 本来は町人の役割であった。 不審者の拘束といった役割があった。 大坂では歳末や穏便触が出たとき、 夜間に何度か町内を見回るのが仕事で 「諸事書上帳」 おもに放火と不審 道修町三丁目では 第二冊に安永

Ŧī.

昨年同様

四月から十月までは一人に減らし、

八文の賃銀で立番を三人雇っている。

同二年は一月から三月迄は

十一月からは二人

史料に現れる木戸番・立番と夜番は一致しない。

割を負ったと説明することが多いが、

大坂の夜番について、

火事のほか、

行倒人や捨子を防止する役 行倒人を警戒する垣外

同

(夜番)

なくとも道修町三丁目の夜番が行倒人に関わった記録はみあたら

と捨子を警戒する町抱えの夜番は別個のものである。

少

番

には、夜廻りの太鼓の役は日雇いであり、 その勤方心得には、 屋人一名が夜番にあたったが、これ以外に泊まり詰を雇うことも である。ちなみに天保六(一八三五) 八二六)年の夜番請負証文がある(道三文書二九二ー一二四 あった(道三文書八二、二一四)。道修町三丁目文書に文政九(一 のつど道修町三丁目では自身番をおいた。 夜番は自身番所に出勤すると記されているの 年刊行の 自身番が指図すると記 通常毎夜家持一 『街能噂』 巻の四 名、 借

されている。

である。 しなかったのだろうか、 は承知せよとの町触である 年閏十二月、 て四ケ所から派遣された垣外番もあった。 って町内に垣外番が現れるのは十八世紀の半ばから後半にかけて 遣するよう指示している 所盗賊吟味方が四ケ所に対して手下の者を町方の昼番と夜番に派 の雇人である夜番のほか、 町奉行所は夜中に長吏が町廻りするので各町の夜番 室暦十二(一七六二)年までに、 (『悲田院長吏文書』三一七頁)。したが (触一九五三)。 盗賊や行倒人 そのきっかけは延享二 町廻りだけでは機能 (野非人) 対策とし 町奉行

> ない。 明治四年正月に四ケ所入用についての記事がある。その一項目に、 十九世紀後半の史料になるが、 「諸事書上帳」

銭三拾貫文 垣外番賃

と記されている。 但夜番賃者相除御座候

あったことがわかる こうしてみると、町人地 道修町三丁目では垣外番と夜番は別個のも (三郷) 各町の番人には町内 ]の見

をするタイプ(自身番・夜番・垣外番)

٢

木戸や辻の警固にあ

たり、 かる。 を通じて別個のものであったか、 町廻りはしないタイプ(木戸番・辻番) 木戸番・夜番・辻番・木戸番といった複数の番が江 ある段階で融合するのかはよく があったことがわ

わからない。今後の課題である。

文、一夜では三四二文と規定している(道三文書二九二十二四二、 している。 嘉永二(一八四九)年は毎月給銀を一七匁、夜食代六匁五分を渡 がある。 夜番が常雇いであるか一回ごとの雇用であったかも検討の余地 「諸事書上帳」第一九冊)。翌四年は夜番三人のうち一人は小 道修町三丁目では夜番人に月ごとの給与を渡している。 また明治三(一八八〇) 年には一カ月の賃銀を銭十貫

使 0) 明治初年の規定をみると、 雇用形態があったことが推測できる (おそらく丁代下役)、残る二人は雇人であった。このように 常雇いの夜番と一夜雇いの夜番の二つ

常雇いにせよ、一夜雇いにせよ橘通五丁目

## 安永年間の捨子対策

(小枝家文書)

や道

人の夜番を町会所付属の借屋に住まわせ、 町三丁目の町会所は道修町の通りに面して、二軒の表借屋がある 夜番に雇用したようだ。とりわけ道修町三丁目では夜番を町会所 番の詰所とみなされたことが推測できる(本誌一○、一六頁)。 家守が管理する借屋に住んでいたことが記されている。また道修 に附属する借屋に住まわせた。本誌一○、一五頁に夜番が町会所 修町三丁目の捨子文書をみるかぎり、 (道三文書二四三)。この二つの史料から、 各町は町内に住む借屋人を 彼らの借屋が夜間は夜 道修町三丁目では二

所は捨子発見が夜番の勤務時間外であることを確認すると、 に責任を問う かったようである。天明七年最初の捨子が発生したとき、町奉行 六つから明け六つまでの勤務時間外は職務怠慢の責任をとわれ 借屋に夜番が住んでいたと推測した。彼らは町内に居ても、 らいたものと考えられる。また、先に道修町三丁目では町会所の 捨子を見つけたことにして、夜番の責任を回避させる配慮がはた を見つけたと届け出るケースが多い。これは夜番の勤務時間外に ころで大坂の捨子史料をみていると、暮れ六ツや明け六ツに捨子 (『大阪市史』四上 達一一九八、補達四六二、達一五四六)。と 夜番の勤務時間はおおむね暮れ六ツ時から明け六ツ時である (請証文を作成する) ことはなかったのはこのため 夜番 暮れ な

> 七二二)本文がない。夜番との関係は不明であるが、この段階は う先年の触とは元禄十六年、宝永元年のものであり (触七○九) 責任がある」と町奉行所は位置づけたのである。ちなみに触が言 うに、「油断して捨子の行為があった場合は夜番の者に不注意の 日付けの町触である(触二八五八)。触の末尾に記されているよ きとなった。この流れを町触と組触によって確認しておこう。 場で叱責し、 ほどの処分をうけた。その後、捨子があった翌日、夜番人を公事 番の責任が明確となり、 まず、捨子の発生を夜番の責任と定めたのは安永三年二月十一 町人地の捨子については、安永三年の町触によって各町内 当番惣代に命じて夜番人から請証文をとらせる手続 捨子があった町内の夜番は町預け \_ 〇 日 の夜

## 【参考史料一 捨子禁止の町触

かったと考える。 生類憐れみ政策の一

環で出された町触であり、

夜番への言及はな

於町々捨子致間敷事

糺、 手代・下人等者主人江相届、 家持者年寄江相届、 子令増長、不届之事ニ候、依之以来町々ニおゐて出生之者有之者! 捨子いたし候事者御制禁ニ而、 早速人別等加置可申候、 借屋人者家主江相届、 其主人より年寄へ可相届、 此上捨子いたし候者於有之者、 先年度々触渡も有之候処、 家主より年寄江相

捨候者者勿論、あやしき躰之者ニ而も、見逢次第可捕来候、令油曲事ニ可申付候間、町中之者町切ニ随分心掛ケ、夜番之者江申付、

断捨子致させ候ハ、、夜番之者不念たるへく候

右之趣三郷町中不洩様可触知者也

午二月十二日

大和

其意候

山城

触二八五八)

番江相達、

月番ゟ仲間中江触来候事

安永年間、在坂役人の捨子に対する関心は高まった。同五年、大坂城代は捨子の親に対する刑罰を重くすべきか、江戸表に諮問している。このとき老中から、捨子をするには貧困や母乳がでなしている。このとき老中から、捨子をするには貧困や母乳がでなたが事案はそのつど検討してはどうかという意見があり採用しきない事案はそのつど検討してはどうかという意見があり採用しきない事案はそのつど検討してはどうかという意見があり採用し

(紫書) 捨子いたし候もの御仕置之事

「安永四乙未年三月

御城代久世出雲守殿御渡候御書付写」

向後一等重大坂三郷払申付候者大坂町内ニ住居不相成候付相響、不埒ニ付、是迄捨子致候もの相顕候得者御仕置所払申付候得共、数多有之候付、去々巳年も猶又当地江相触候処、兎角捨子不相減数多方の開敷旨先年被(仰出、其後も度々此表触渡候処、近年捨子

申付、捨候趣意不届之儀有之候ハ、其節相伺候様申来候間可被得手段無之、無拠捨候類ハ其節之始末ニより候間、仕来之通所払ニ捨子致し候内ニハ品々可有之候、至而貧窮之者、乳も無之育可申

自然与捨子相減可申哉与被存候旨各被申聞趣、

老衆江申上候処、

三月

右御書付写室賀山城守殿ら大西駒蔵・牧野冨五郎江御渡、夫ら月

(『御用録』四ー一)

安永九年には捨子の貰人(養親)と請人が病死または欠落によって不在になったときの取り扱いを大坂城代と大坂町奉行で協議って不在になったときの取り扱いを大坂城代と大坂町奉行で協議し、おおむね当時の慣習にしたがって元町(捨子が見つかった町)上、おおむね当時の慣習にしたがって元町(捨子が見つかった町)上、おおむね当時の慣習にしたがって元町(捨子が見つかった町)上、おおむね当時の慣習にしたがったとき、捨月十七日、前年に捨子をもらった親が養育困難となったとき、捨月十七日、前年に捨子をもらった親が養育困難となったとき、捨月十七日、前年に捨子を引き取っている(本誌五子があった道修町三丁目の住人が捨子を引き取っている(本誌五子)と請人が病死または欠落によって不在になったといい。

対応に関する組触】 【参考史料三 捨子貰人らが病死等により養育困難になった時の

都而捨子貰人有之段、 都而捨子貰人有之節、 右捨子成行断之儀二付取計方口々左之通御評儀之上相極候 請人を取、 請人又ハ貰人病死・欠落等いたし候節并 右貰人・請人召連、 元町之者

上二而、 二付、 而聞済、 子養人慥成もの与申請合迄与被存候上ハ、一旦右請人之請負ニ 人故障有之節、 置 出聞届候後、 跡請人取替置候樣申渡候仕来二候得共、 以来前書之通請人病死致、欠落等候旨断出候ハ、聞置候 捨子茂無滞養居候得者、 跡請人取替候様ニ与之申渡ハ相止メ可申事 右捨子を引請致養育候之申訳とも不相聞、 右請人病死又者欠落いたし候段断出候得者聞 又々請人取替候ニハ及間敷筋 畢竟請人之儀ハ本 全捨

捨子貰人病死又者欠落いたし、右捨子養育可致もの無之節ハ元 たし、不及餲命様可取計事ニ付、 之実子壱人残居候時者親類又ハ身寄之者或ハ家請人等ゟ世話い 何レニも仮令家内ニ養育可致もの無之共、 而八重二養育料差添、 済候儀仕来候得者、元町之者一旦養育料差添遣置、又々引受候 節者可引取筋之段、 申出候様、 町之もの可引取旨申出候ハ、聞届候、 定式之通申渡、 利害申聞候得者、 外々江遣候而ハ元町難渋之筋与被存候、 尤元町之もの引取候儀難渋いたし候 右二付候得者元捨子二候迚、 多分元町ゟ引受旨申立相 又候貰人有之ハ請人を取 右欠落いたし候もの

> 他江引渡候ハ、捨子与申儀通達いたし候様所之もの江申渡候迄 二而可然二付、 以来右之通可取計候、 尤捨子残し置、 貰人致欠

与被存候、 捨子養ひ候上、病気其外貰人変宅等之儀、 少の内計ニ而成人之後成行断出候者全養人麁抹之養育不致ため 落候節ハ何レニも尋ね可申付事 然上ハ以来拾五才迄ハ格別、

右之趣去ル十四日御評儀ニ而相極候旨、 東目安方役人合月ノ番

有無二者及貧着間敷候事

右捨子病気其外貰人住居変り候儀等、

拾五才以上二相成候分

其外成行之儀も断之

九月十十五日触来候事

申来候段、

(『御用録』 Ŧi. 一九八)

\*ただし捨子に関する条文のみ掲載した。

が う処分は安永八年に口書作成と町奉行への伺いに軽減されたこと 『御用録』に見える。

捨子があった町内の夜番を十日ほどの町預けの処分とするとい

参考史料四

捨子における夜番罰則を変更する組触

渡候、 渡候処、 連出候樣被仰渡候上落着之御積被仰出候、 捨子有之候丁内夜番糺之儀、 尤夜中ニ右断有之、 向後捨子有之旨訴出候ハ、即日口書取之候之上落着被仰 夜番人茂召連出 是迄凡十日程御預被成候上落着被仰 尤昨四日夜、 候ハ其節御預、 捨子有之 翌日召

跡等ニ捨子残り居り候共、

此方合元町江為戻候ハ、不及跡式

左候ハ、右躰欠落跡・死

格別大切ニ取計候筋ニも有之間敷哉、

其時々断出

**|候処、** 

幼

且此段御組中御達被成候様各様迄可得御意旨御直二被仰渡候付 訴御座候付、今日拙者共番中御取計方相窺候処、 右之通被仰出

如斯御座候、 以上

亥六月五日

寺西儀左衛門

小泉鉄次郎

東月番御差口様 追而右捨子断有之節、 口書掛り之儀ハ度毎御伺可被相成様

被存候、尤封付御廻し可被成候、

以上

(『御用録』 四一五四

つかった町内に町預けする方針が町奉行所内で決定した。 この間、安永五年には、 他町から通う夜番であっても捨子がみ

【参考史料五 他町住夜番人の町預けに関する組触

捨子有之候町内之番人御吟味中御預ケ之儀、

年号月日

何屋

年寄

候町内江御預ケ被仰付事も有之、一事両様ニ相見江候、畢竟捨 人ニ候得者、其もの居町江御預ケ被仰付候事も有之、捨子有之

子有之候町内之もの番人江之申付方疎故之儀、

町内江拘り候御

御奉行様

二可有之、捨子有之候町内江之過怠ニも可相成候間、 吟味筋ニ候処、番人居町之もの江御預ケ被仰付候而者迷惑之儀

月十九日山城守殿・伊予守殿御評儀之上相極候段、

町之ものニ候とも、

捨子有之候町内江御預ケ可被仰付旨、

衛門・大森時之助ゟ東月番迄申来候旨、

(『御用録』 四一二六) 同月廿九日触来候事

捨子と夜番にかかわる文例・文書例

【参考史料六 捨子断】

最後に捨子の関連で作成された史料を紹介しておこう。

町内で捨子があると、 町奉行所に届けを提出する。

乍恐口上

何町何丁目

何屋何兵衛

一今暁六ツ時過、 私居宅軒下ニ当歳之男子捨有之候ニ付、 早速養

育仕置、乍恐此段御断奉申上候、 以上

何屋

何兵衛

(『町代控書』 六二)

【参考史料七 夜番人口書)

大須賀茂左

捨子のあった町の夜番は町奉行所で口書を作成する。

道修町三丁目夜番

同町会所屋鋪家守

藤嶋屋弥七支配かしや 有具屋長五郎

昨夜丁内近江屋十右衛門支配借屋軒下二当未弐歳計之男子捨有 申上候 レ候ニ付、今日御召被為成様子御尋ニ御座候ニ付、乍恐左ニ奉 之候段、所之者ら御訴奉申上候ニ付、 私義右丁内夜番二被相雇

答被為仰付共無申披奉誤入候、何卒此度之儀御慈悲之上御聞済 右之通捨子仕候者有之候を不存罷在候段不調法恐入、如何躰御 せ候義二御座候、勿論捨子之儀ハ兼而御触渡も有之相守候処、 り直様又々相廻候節、右捨子有之二付驚早速家主・町内へ相知 此段私義暮時ゟ罷出丁内見廻候処、 別条も無御座候故其へ罷帰

有具屋 長五郎

年号月日

候、

以上

被為成下候樣御願奉申上候、以上

天明七年未十月七日

家守藤嶋屋

年寄病気ニ付月行司 伏見屋五郎兵衛

右申上候通、私貰請大切二養育可致候間、

被

下置候様仕度、

乍

御奉行様

東

(「諸事書上帳」第四冊、

本号一六頁

【参考史料八 捨子貰い人願書】

捨子の養親は町奉行所に捨子貰い請け願書を提出する。 ·捨子貰人有之候ハ、貰主・請人申合、願書御当番所へ差出可申事」(<sup>朱書)</sup>

乍恐口上

何町

何屋何兵衛

当何月幾日私居宅軒下□当歳之男子捨有之候ニ付此段御断奉申 二付、乍恐右之段奉申上候、 御坐候故、何町何屋誰借屋何屋何兵衛請人二取差遣申度奉存候 右衛門貰請養育仕度趣申之二付、身元并母乳等茂見受候処、宜 上候、養育仕罷在候、然ル上処、右捨子何町何屋誰借屋何屋何 御聞届被為 成下候ハ、難有奉存

何屋

何兵衛

何屋何兵衛

何屋 年寄

【参考史料九

夜番跡役願

乍恐書付御願奉申上

夜番

与兵衛

要であったことが確認できる。

手伝いの者に譲られていること、

夜番は手伝いを養子にとること

で相続を実現していること、夜番の交代には町人全員の承認が必

恐奉願上候、 以上

何町何屋誰かしや

何屋

貰主 何兵衛

何屋

容被為

文政九戌年

三月

何町何屋誰かしや

請 人 何左衛門

御奉行様

(『町代控書』六三)

御年寄様

御 町 八中様

右之通願出 候、 御 統思召御座候ハ、御名之下江御記

御承知ニ候ハ、点御掛御廻し可被成下候、已上

戍三月

書が二点、道修町三丁目文書に残されている。夜番跡役願と夜番

文政九年に道修町の夜番が代替わりした。

この時作成された文

請負証文である。

跡番願からは、

夜番を親の代から引き継いでいること、

夜番が

近江屋五郎兵衛様

大和屋重兵衛様 大和屋伊兵衛様 備前屋武兵衛様

大和屋新右衛門様 鳥飼屋惣助様

小西卯兵衛様 小西屋木兵衛様

御年寄様初御町人中様御憐憫を以親共時代ゟ数年来役儀相勤罷

在候処、 私義追々及老年、 御用向等御間二合兼奉恐入候、 依之

何卒退身之儀御願奉申上候、 跡役之儀者当時手代りニ差出罷在

候与助与申者、此度私養子二貰請候、 是以不調法不行届之者二

御座候得共、此者江被為仰付被下候樣御願奉申上候、 成下候ハ、重々難有仕合奉存候、 已上

此段御許

印

与兵衛

年寄

可被成候

年番

近江屋季助学 大和屋弥助様 近江屋安五郎様 吉川屋吉兵衛様

福嶋屋久助様

伏見屋半右衛門様 近江屋惣八様 備前屋弥兵衛様

備前屋清兵衛様 塩野屋藤兵衛様

小西季助様

鳥飼屋作兵衛様 鳥飼屋猶蔵様

次第不同

(道三文書二九二—一二四)

止されていることがわかる。 【参考史料十 夜番請負証文】

証文之事

私儀及老年御町内夜番難相勤候二付、此度丹州水上郡磯村古手 屋儀右衛門弟庄吉与申者養子ニ貰請与助与改名仕跡役之儀奉願

借屋江住居被仰付重々難有仕合奉存候、然ル上者 上候処、御聞済被為 成下難有奉存候、右二付是迄之通会所御 御公儀様御

法度之儀堅相守可申候、

猶亦御町人様奉初、

御家守中様并御借

仕候ハ、何時ニ而も御暇可被下候、 差図を受御用向急度相勤心得違無之様可仕候、 屋衆中様迄随分叮嚀ニ相勤可申候、 其時一言之申分無御座候 其外何事ニ不寄丁代清七殿 万一不埒之勤方

В 自身番所江同役伊之助隔番二出勤仕、 但勤方心得左之诵

勿論御借屋早速立退可申候、

為後日証文仍而如件

口 違様打廻り、 中候、 別而風吹候夜者猶以心を付所々あんど火不消様可仕候 其上一時ニ三度ツ、りん・鉦・なるこニ而相廻り 万事心を付、 時太皷無間

助という者と交代で夜番に出勤していること、自身番所で仕事を

いる。Aからは夜番は町会所内の借屋を住居として与えられてい る。区別を容易にするため、各冒頭カ所に筆者がA・Bを入れて 文政九年の夜番請負証文はA請負証文とB勤方心得書からな

町代が夜番の監督にあたることが分かる。

Bからは伊之

晴雨にかかわらず下駄の

町内から祝儀を貰う慣例があったこと、夜番は年頭と八朔日と五 内には照明用の行燈が置かれていたこと、夜番は年頭と八朔日に

着用が禁止されていること、尻からげをして町回りすることが禁

節供には羽織を着て町廻りをすること、

町

すること、一

時

(約二時間) に一度町内の見廻りをすること、

而如件

事

一年八御祝儀受納仕候節者、無失念様家別ニ御礼ニ可罷出候事

一年八五節句等御礼之節、麻上下着用ニ不及、羽織ニ而相廻り候

已上

一平日下駄之義者不及申、雨ふりニ而も下駄はき申間鋪候事

右之通諸事相慎、急度相勤可申事、尤御町用之義丁代衆差図を受、一平日尻からけニ而羽織着用仕間鋪候事

同役相談相勤、聊御□□無之様可仕義第一ニ相心得可申候、依之

文政九戌年

証文差上候処如件

夜番人

升屋

与助 (印)

親

升屋

与兵衛(印)

然ル上者

と書くばかりである。

前書之通逐一承知仕、我等請人二相立申処実正也、

引取、御町内江少シ茂御迷惑相掛申間鋪候、為其請負一札仍万事急度為相守可申候、万一心得違仕、御暇被下候節者早速

親類

孫市郎(印)

を用ひ精々為申聞、心得違無之様為相勤可申候、依之奥印仕候、右与助ゟ差上申証文之通無相違為相勤可申候、尚又私ゟ随分心

丁代

清七(印)

御年寄様

御町中様

(道三文書二九二—一二四)

#### 親の書置

はあっても子の名前はない。ただ、「けっして非人の子ではない」町に届けた結果、記録されたのである。書置には生年月日や氏神町に届けた結果、記録されたのである。書置には生年月日や氏神町に届けた結果、記録されたのである。書置を残していた(本誌十月に見つかった捨子の父親は匿名の書置を残していた(本誌

## 天明の飢饉と在庫米の払底

を与えるばかりでなく、飯米の確保も影響を及ぼす。これを懸念高(在庫米)も急減した。この事は大坂の米穀市場に大きな打撃この年、飢饉の影響で蔵米をはじめ大坂の入津米が激減。有米

の売却米)が払底している現状を述べ、蔵屋敷に対して払米と廻 米の調査、 して大坂町奉行所は六月、市中の有米 個別町に対しては納屋米・預米・貯米・囲置米・酒造 (在庫米)と払米(蔵屋敷

米の調査を指示している

月一日)。 藩・松平縫殿頭からの廻米予定はなく、唐津藩の廻米高は九月に 支給することを決定し、各町に困窮者の調査を指示している(八 わずか一三六石余であった(六月一日、十月十三日)。 縫殿頭・唐津藩の払米・廻米を報告している。これによると新見 いことを報告(六月三日)、蔵元・米支配人として新見藩・松平 この間、 紙屋吉右衛門は町年寄として道修町三丁目には納屋米以下のな 大坂町奉行所は七月末、 市中困窮者に御救米五百石を

#### 引用史料

・ 「大坂三郷城代条目 乾」 大阪市史編纂所所蔵。筆者が『大阪の歴史』 第四十四号 (一九九五年) に翻刻。

『町代控書』 大阪市立中央図書館所蔵。筆者が本誌三十七号 (二〇 『御用録』 輯(二〇一九年)、三・四は第九十三輯(二〇二三年)に筆者が翻刻。 大阪市史編纂所所蔵。一・二は『大阪市史史料』第八十八

『当番所取捌覚』 大阪商業大学商業史博物館所蔵

八年) に翻刻

『裁判至要』」 桑田優が「摂州西官邸裁判至要」一~四として『八代学

· 『悲田院長吏文書』 (長吏文書研究会編 院大学経済経営論集』二ー二、三ー一・二、四ー一に翻刻 解放出版社 二〇〇八年

凡

一、大阪府立中之島図書館が所蔵する道修町三丁目文書、 控」のうち、四月から九月までの記事を収めた。 号二七四「諸事書上帳」一九冊の第四冊、 天明七年一諸用書上 目録番

一、旧漢字は常用漢字に改めた。ただし、〆(貫)・〆(しめ)・

一、異体字は原則として常用漢字に改めたが、一部残したものも 

、かな文字は現行のひらがな・カタカナに改めているが、 江

ある。

使用した。

(へ)・而(て)・与(と)・茂(も)などの助詞は原文のまま

一、翻刻史料には適宜、読点「、」と並列点「・」を付けた。 、原文中の追記は翻刻史料では本文中に組み入れた。

表紙や貼紙であることを示すための編集上の注記は傍注とし

一、原文に墨消しなどで抹消された文字には取り消し線 (表紙)、(貼紙)のように示した。

、判読が困難な文字は□で示し、推定可能な場合は右側に傍注 を付けた。

を付け、()に収めた。

、文意が通じないが原文のままとしたものには傍注として(マ 、筆者が加えた傍注には ( )を付け、原文と区別した。

、敬意を示す闕字と平出は一字あけとした。 マ)、疑念が残る場合は(カ)を付けた。

一、解題や注記で示した触・達は『大阪市史』第三所収「御触及 、原文の字句に付けた「\*」は注記を付けたことを示す。 する字句は 【 】で示し、一件ごとに末尾に配置した。 注記

と略記する。道修町文書は道修町資料館がら二〇五〇〇四まで 道三文書、道修町文書(くすりの道修町資料館所蔵)を道修町

口達」である。

解題や注記では、道修町三丁目文書

(中之島図書館所蔵)

を

翻刻中である。

翻 刻

乍恐引越之御

道修町三丁目近江

藤右衛門借屋鳥飼屋 猶蔵\*

悲之上此段御聞届被為成下候ハ、難有可奉存候、 金銀・預リ金銀・売掛ケ・買掛リ其外掛合一切無御座候、 候二付、乍恐右引越之儀奉願上候、尤右喜兵衛義於御当地預欠 候ニ付、 難相勤候ニ付私方へ引取同家為致置候、然ル処未病気相勝不申 二鳥飼屋喜兵衛与申候而名前人二而罷在候処、病身二付商売方 此度南都下三条町弟油屋又次郎方へ引越同家仕度申之 以上 御慈

鳥飼屋

猶蔵

天明七年未九月廿六日

鳥飼屋

喜兵衛

病気ニ付

弟又次郎

右之通猶蔵奉願上候ニ付、

乍恐私共奥印仕候、

以上

病気ニ付別家手代又右衛門 近江屋藤右

五 人 組\* 紙屋源八\*

同

小西甚右衛門

同

紀伊国屋仁兵衛

年寄\* 小西八兵衛

同

紙屋吉右衛門\*

御奉行様 東】大坂東町奉行

\* 借屋人の転居には家主・五人組・町年寄の同意が必要であったこと がわかる。

【支配借屋】家守が管理する借屋。家守は家主に代わって借屋を管理 【別家手代】主家に許されて独立した元奉公人を別家または分家とい 【近江屋藤右衛門】【鳥飼屋猶蔵】【鳥飼屋惣七】薬種中買仲間 する者 別家手代は独立後も主家に手代として奉公する者

御奉行様

東\*

【名前人】 戸主。 家業の名義人

【南都下三条町】奈良町の西部に位置する下三条町 「同家」 同居

【預ケ金銀】融資した金銭。 債権がある状態

【預リ金銀】融資を受けた金銭。債務がある状態

【売掛ケ】掛け売り。債権に準じる

【買掛リ】掛け買い。債務に準じる

【掛合】「かかわりあい」。町奉行所等で金銭出入(民事訴訟の一種)

乍恐口上

私支配借屋軒下へ今暮六ツ半時頃、当未弐才計ニ相見候男子捨 家守 近江屋十右衛門道修町三丁目銭屋与左衛門

添有之候二付持参仕候、以上 育介抱仕罷在、乍恐此段御断奉申上候、尤右忰二無名之書付差

有之候二付、早速取入見改候処、身二疵等も無御座候二付、養

近江屋

十右衛門

天明七年未十月六日

居することが禁止された の対象となる案件。掛合があると居住している所 (町や村) から転

【奥印】書類の末尾に押印すること

【家主】家持町人または家字

【五人組】鳥飼屋猶蔵と五人組を組む者。 同士で組むので、この四人は借屋人である 五人組は家主同士、 借屋人

【紙屋源八】紙屋吉右衛門の親族と思われる

【年寄】町年寄。大坂では個別町の代表者

【紙屋吉右衛門】道修町三丁目町年寄。質屋。両替商。伊勢亀山藩(石 川家)蔵屋敷名代・用聞。備中新見藩(関家)蔵屋敷名代。松平縫

御奉行様

天明七年未十月七日

年寄病気ニ付月行司\* 浅井以敬\*

御奉行様

【忰】「せがれ」。倅

【近江屋十右衛門】薬種脇店か

【暮六ツ半時】夜七時頃

【月行司】「がちぎょうじ」。町人から月当番で選ばれた町内の代表者。 町年寄を補佐・代行する。通常二名。この月の月行司は浅井以敬と 伏見屋五郎兵衛

【年寄】町年寄。大坂では個別町の代表者 【浅井以敬】医師

道修町三丁目では二件目の捨子である。

乍恐口上

道修町三丁目年寄病気

ニ付月行司

此夜丁内近江屋十右衛門支配借屋軒下二当未弐歳計之男子捨有\*\* 仰付奉畏候、 之候二付、早速御断奉申上候処、今日夜番人召連罷出候様被為 則夜番人丁内会所屋敷家守藤嶋屋弥七支配借屋有

具屋長五郎召連罷出候ニ付、

乍恐此段御断奉申上候、

以上

五郎兵衛\*

【此夜】先の捨子断から捨子があったのは六日である。ところがこの 届書の日付は七日になっている。これは江戸時代、 所に届けられたことがわかる。つまり、町奉行所当番所は夜間でも の事から、捨子断とこの届書は六日夜から翌日明け方までに町奉行 付が替わっても、夜が明けるまでは今夜とみなしたためである。こ 暦のうえでは

【夜番人】夜番。町内に雇われ火の元の見廻りや捨子・行倒人を監視

諸届を受理し対応したことがわかる

【伏見屋五郎兵衛】道修町薬種中買仲間

これ計、かならす非人之無御座候、 仁徳天王御願申上候、又々着かへもあつたれと、段々売せふゆへ ならぬゆへ、此丁内へ御頼申上候、午年四月廿三日生れ、氏神ハ とも、段々の不仕合いつ迄も此子洪かまへいれハ、こしきせねハ 乍憚様書付度御頼申上候、私義ハ殊ノ外成不仕合ニ付、其上母渦 又々其後二而此子母も相果、何卒してそたてたいとハおもへ 是御頼申上候

十月六日

御町中様

右ハ昨夜丁内近江屋十右衛門支配借屋軒下ニ当未ニ才計之男子捨 有之候処、右男子ニ無名之書付差添有之候ニ付、写乍恐以奉差上 以上

天明七年未十月七日

御奉行様

病気ニ付月行司 伏見屋五郎兵衛

【過行】「すぎゆく」。亡くなる

【仁徳天王】現難波神社。仁徳天王社、稲荷社ともいう。大阪

市中央区博労町に所在

【非人】当時、「非人」は野非人(ホームレス)のことである。 対象とされた非人は、大坂では四ケ所または長吏とよんだ。したが って、この場合は「家のない者の子ではない」くらいの意味で解釈 差別の

乍恐口上

道修町三丁目夜番

藤嶋屋弥七支配かしや 同町会所屋鋪家守

有具屋長五郎

雇レ候ニ付、今日御召被為成様子御尋ニ御座候ニ付、乍恐左ニ 之候段、所之者
ら御訴奉申上候ニ付、 私義右丁内へ夜番ニ被相 昨夜丁内近江屋十右衛門支配借屋軒下二当未弐歳計之男子捨有

帰り直様又々相廻候節、 此段私義暮時ゟ罷出丁内見廻候処、 右捨子有之二付驚早速家主・町内へ 別条も無御座候故其番へ罷

奉申上候

道修町三丁目年寄 相知せ候義ニ御座候、勿論捨子之儀ハ兼而御触渡も有之相守候 右之通捨子仕候者有之候を不存罷在候段不調法恐入、如何

聞済被為成下候樣御願奉申上候、以上

躰御咎被為仰付共無申披奉誤入候、何卒此度之儀御慈悲之上御

天明七年未十月七日

家守藤嶋屋

有具屋

長五郎

弥七

年寄病気ニ付月行司 伏見屋五郎兵衛

御奉行様

【所之者】町内の者。「所」は連帯責任などが発生する共同体であるこ とを示す

【御触】安永三年二月一日町触 番の不念であると記す (触二八五八)。町内に捨子があれば夜

乍恐口上

道修町三丁目

年寄

丁内小西半兵衛住宅家屋敷壱ケ所所持仕候処、当六月ゟ過書座\* 代判別家手代丁内伏見屋六兵衛借屋小西嘉助相勤申候二付、此 年寄役相勤、右役義ニ付摂州平田舟番所へ相詰候ニ付、 留主\*

【住宅家屋敷】家主が居住している家屋敷

北国問屋、過書座問屋

【過書座】淀川で伏見と天満橋の間を営業範囲とする過書船を支配す

各一名。天明七年、過書年寄は勤役中一役が無役となる(『大阪市史』

六一五頁

る役所。

過書座年寄は大坂に三名、

尼崎・大塚・枚方・淀・京都に

【小西半兵衛】道修町三丁目。薬種中買仲間、

越中問屋、

出羽問屋

十月十三日

東二而伺相済

当十月ゟ相改候三ケ条御法書証文肩書、(愛脱)・\* 段当六月十四日御断奉申上、 御聞届被為成下候、未留主中ニ付 左ニ書付、 乍恐御窺奉

【留主】 留守

天明七年未十月九日

紙屋

ている

吉右衛門

【三ケ条御法度書証文】宗旨巻。町ごとに戸主の名前を記したもの。

吉利支丹禁止など三カ条の前書を付けた。宗旨巻は毎年作られ、毎

【伏見屋六兵衛】天明元年頃道修町二丁目住人、薬種中買仲間。天明 【代判】未成年または女性の戸主の代理として押印する者。後見人

六年当時、六兵衛名義の家屋敷は伏見屋正兵衛が家守として管理し

【窺】何。第一義は下位の者が上位の者に問うことであるが、そこか

ら派生して上位者に対して申請や願いの可否を問うことである。こ

こでは宗旨巻等への貼紙手続きの了解を得ることである

月一度、町会所に町人・家守が集まり捺印する

相詰居候二付、右留主中代判別家手代丁内 家主小西半兵衛過書座年寄役相勤候二付、 摂州平田船番所

伏見屋六兵衛借屋

小西

嘉助

肥前唐津\*

米百三拾六石六斗、当未九月分

覚

右ハ水野左近将監殿蔵屋敷登り米高少も相違無御座候、

以上

蔵元道修町三丁目

紙屋吉右衛門

月行司

浅井以敬

惣御年寄中

【肥前唐津】肥前国唐津藩。藩主は水野左近将監忠鼎 【米百三拾六石六斗】米一石は約一五〇キログラム。 一斗は約

【平田船番所】過書船の役所は大坂の大川町、 田にあった 番所は伏見・枚方・平

七

ログラム。一三六石六斗は約二〇トン余

【登り米】日本各地から大坂へ搬送される米。この場合は唐津藩から 【蔵屋敷】大名や旗本が設けた倉庫機能を兼ねた屋敷。年貢米や特産 【水野左近将監】水野忠鼎。唐津藩藩主。蔵屋敷は堂島四丁日 あるのに対し、大坂の蔵屋敷は町人からの借地が大半であった 品の換金が主な役割である。江戸の大名屋敷が幕府からの拝領地で

【蔵元】町人蔵元。蔵屋敷出入の町人の支配人

大坂の蔵屋敷に廻送される米

【北組】都市大坂の町人地を三郷という。公役賦課の単位として北組・ 各個別町は公役の納付した組に所属するのである。 る。大坂の町人地を空間的に三つの地域に区分したものではない。 南組・天満組の三つのブロックに組織された。三郷はこの総称であ

【惣御年寄】惣年寄。町人を代表して市制を担当する行政官。町奉行 坂会所へ出張する 所や惣会所で執務するほか、糸割符頭取として毎年交代で長崎の大

鉄炮御改被仰付候ニ付丁内所持又ハ預リ居候者相改書付差出候

又ハ預リ居候者無御座候ニ付、此段以書付御断奉申上候、 様被仰付奉畏候、丁内家持・借屋末々迄吟味仕候処、鉄炮所持 以上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

御断奉申上候、以上

未十月十三日

惣御年寄中

北組

但月行司名前ハ浅井以敬書出

【吟味】調査 【鉄炮御改】大坂市中の鉄砲改 示を受けた惣年寄が各町に調査の実施を命じる形で実施される (鉄砲所持の調査) は町奉行からの指

覚

哥舞妓狂言役者丁内吟味仕候処壱人も無御座候ニ付、 書付を以

御断申上候、 以上

未十一月朔日

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

乍恐口上

道修町三丁目

北組三番

一丁内小西半兵衛義当六月ゟ過書座年寄役相勤、 平田船番所江相詰居候二付、 内壱役御免被為仰付候、 六兵衛借屋小西嘉助相勤罷在候処、 依之水帳絵図與〆之所張紙仕度、 右留主中代判別家手代丁内伏見屋 此度半兵衛依願右役相勤候 右役義二付摂州 此段

紙屋

天明七年未十一月四日

吉右衛門

免被為仰付候、依之三ケ條御法度之証文ニ脇書仕度、 右同日宗旨方江脇書御窺申上侯、 口上書地方同様奧之処一役御 左ニ書付乍

恐御窺奉申上候脇書、左之通

船番所へ相詰居候ニ付、 家主小西半兵衛過書座年寄役相勤、 右留主中代判別家手代丁内伏見 右役義ニ付摂州平田

小

귪

嘉助

【壱役御免】公役の賦課単位である家役を一役分免除する。天明七年、

御免被為仰付候 右年寄相勤候内一役 天明七年未十一月ゟ

過書年寄は勤役中一役が無役となる

【宗旨方】寺社方。大坂市中の寺院の監督と宗旨人別改帳や宗旨巻の に変更 管理などを担当。明和七年閏六月十四日、 の後も町方では宗旨方の名称が通用している (大阪市史編纂所所蔵 『御用録』)。 名称が宗旨方から寺社方 しかし本文のように、そ

とき、 【水帳絵図】水帳は各町内ごとに作成する土地台帳。町内絵図を付け る。家屋敷所有者の名義、代判人、家守、印鑑などに変更があった 該当箇所にその旨を記載した張紙をつける

【奥〆】水帳の末尾に町内の戸数や人数を記載した箇所

【脇書】水帳や宗旨巻の変更内容などを追記したもの。 方が管理する宗旨巻に町内の総家役のうち一役が新たに無役になっ ここでは寺社

たことを書き記すこと

【地方】地方役所。大坂町奉行所の役職の一つである地方役与力・同 心の執務部屋

屋敷所有者に関わる内容の変更は水帳と宗旨巻に追記する必要があ そのため、地方役所と寺社方役所の双方に届出なければならないの る。ところが水帳は地方役所、 宗旨巻は寺社方役所と所管が異なる。

乍憚口上

である。

町内小西半兵衛義当六月ゟ過書座年寄役相勤罷在候ニ付、 日東御番所様江私御召被為成、 右役相勤候内一役御免被為仰付

此段以書付御断申上候、 以上

候ニ付、

惣御年寄中

未十一月三日

【東御番所】 大坂東町奉行所

紙屋吉右衛門

道修町三丁目年寄

乍恐口上

道修町三丁目

月行司

#### 史料紹介

北組三番\* 一丁内年寄紙屋吉右衛門掛屋敷家守紙屋源八義、 丁内近江屋忠右衛門拾歳ニ付代判同家手代庄兵衛義、此度三右 衛門と改名、丁内上田三郎左衛門借屋へ別家仕、其侭代判相勤 此度印形彫替申\* 町内持 紙屋 吉右衛門● 向後此印用 印判彫替

右之通水帳絵図張紙仕度、乍恐以書付御断奉申上候、 天明七年未十一月十九日 浅井以敬\* 以上

申候

御奉行様

東

外右同断脇書左之通大西駒蔵様御聞届\* 吉右衛門居宅続屋敷并丁内持掛屋敷家守紙屋源八与相認、其 右同日宗旨方脇書御窺申上候口上〆高書前、 地方之通二紙屋

大坂北組道修町三丁目年寄

紙屋

吉右衛門●

代判同家手代 家主近江屋忠右衛門拾歳二付

十一月

代判庄兵衛

吉右衛門

紙屋源八〇

家守右吉右衛門借屋 居宅続屋敷之分

十一月

借屋 家守右吉右衛門

紙屋源八〇 十一月

右同断

別家代判 三郎左衛門借屋へ 丁内上田 三右衛門与改名

是迄之通

書付御断申上候、

以上

【北組三番】惣会所からの伝達は従来宗旨組合町の組織を利用してき 町三丁目が所属する通達町組合の名称である可能性が高い 阪市史』第三 六三三頁)。この記事に基づくと「北組三番」は道修 の通達町組合が編成された。しかし天満組と北組は不明である(『大 た。この通達町の制度は天明元年八月に改正された。南組では一九

【掛屋敷】貸家として所有する家屋敷

【印形彫替】印鑑の彫り直し

【近江屋忠右衛門】薬種中買仲間。天明四年、 右衛門と改名している 近江屋忠蔵が相続し忠

【上田三郎左衛門】享保期は大和屋三郎左衛門。大坂の豪商の一人。 幕府の公金為替を扱う「金銀為替御用達」。御蔵米御払方入札銀掛屋 (『安永版難波丸綱目』)。道修町三丁目に掛屋敷を所持

【大西駒蔵】大坂東町奉行組与力。天明三年、 であったと考えられる 無役。当時寺社方与力

\* 十月につづき十一月も浅井以敬が月行司である。

国舟二而江戸江致直積候分、 丁内吟味仕候処無御座候二付、 他所・他 以

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

月行司

未十一月廿二日

浅井以敬

【拾壱品荷物】大坂から江戸に送る日常必需品。米・油・酒・醤油・酢 薪・魚油・塩・味噌・繰綿・木綿をさす。三カ月ごとに数量を調査 調査は惣年寄の担当なので個別町から惣年寄中に報告された し大坂町奉行所に報告することが惣年寄の職務であった。十一品

【廻船会所】海船を監督する民間の役所。監督官を廻船年寄という。

阿波町に所在

松平次郎兵衛様江 白銀壱枚\*

右ハ御初入為御礼町中ゟ奉差上候、

以上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右

未十一月廿六日

惣御年寄中

【松平次郎兵衛】この年十月、大坂西町奉行に就任。 翌十一月に名乗

りを次郎兵衛から石見守に改名

【御初入】 大坂町奉行として大坂に着任すること 【白銀壱枚】白銀は贈答用の銀貨。単位は枚。平たく楕円形に伸ばし 和紙で包む。白銀一枚は銀四十三匁に相当

乍憚口上

他町持豊後町小西甚右衛門義丁内掛屋敷壱ケ所所持仕候処、 同人先達而唐物取締役ニ被為仰付、右役相勤候内、壱役御免被 右

門無役之儀外町掛屋敷ニ而被為仰付候、 今日東御番所様江年寄御召被為成、 為仰付御座候処、此度右家屋敷丁内鳥飼屋猶蔵江売渡候ニ付、 右家屋敷売渡候二付甚右衛 当町内之儀ハ以前之通

御公役等相勤候様被為仰渡候二付、 此段以書付御断申上候、 以

未十二月八日

惣御年寄中

上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

【他町持】町内にある家屋敷のうち町外に居住する町人名義のもの。 掛屋敷という

【豊後町】「ぶんごまち」。大坂三郷のうち北組。東横堀にかかる思案

【唐物取締役】安永八年九月、大坂町奉行所は薬種流通を取り締まる 目的で、薬業関係者を業種ごとに組織し、唐薬問屋・薬種中買・唐 脇店株として組織した した。同時に大坂市中脇店、 三名を唐物取締役に任じ取締にあたるとともに輸入薬の検査を開始 物本商人に取り締らせた。唐薬問屋・薬種中買・唐物本商人から各 在方の薬種屋・合薬薬に鑑札株を与え、

\*小西甚右衛門について、本誌五五号では「無役の特権を与えられた のは、 測が確かめられた。 これに関しては未確認である」とコメントしたが、本文からこの推 唐薬問屋として唐物取締役を命じられたことが考えられるが、

本誌五六号で、近江屋孫兵衛が所持する薬種株札について「安永か ら天明年間に大坂町奉行所が未組織の薬関連業者を組織しようとす

> 薬種取締仕法によって薬種屋・合薬屋に株が与えられている る動きがあり」という曖昧なコメントを付けたが、安永八年九月の

乍恐口上

北組三番

他町持豊後町小西甚右衛門家屋敷壱ケ所、表口六間壱尺五寸・\* 裏行弐拾間壱尺七寸三分、但一役六歩、右家屋敷所持仕候处,

丁内近江屋藤右衛門借屋鳥飼屋猶蔵買受申候

右小西甚右衛門儀唐物取締役相勤候ニ付、右掛屋敷ニ而壱役御 免被為仰付御座候処、此度家屋敷売渡申候故、 水帳絵図奥書無

役之処、張消申度奉存候

右之通水帳絵図張紙仕度、乍恐以書付御断奉申上候、

紙屋

以上

吉右衛門

天明七年未十二月九日

御奉行様

【六間壱尺五寸】一間は約一八二センチ。六尺。 【表口】間口。家屋敷地のうち通りに面した正面の長さ 一尺は一〇寸

【一役六歩】この家屋敷の家役。公役の賦課基準となる 【裏行】裏行。家屋敷地の表から裏までの長さ

【近江屋藤右衛門】薬種中買仲間

道修町三丁目

年寄

\*地方方役所に提出。

乍恐口上

道修町三丁目

年寄

唐物売買方取

他町持豊後町小西甚右衛門家屋敷壱ケ所所持仕、

此度丁内近江屋藤右衛門借屋鳥飼屋猶蔵買請町内持直判相勤申

締役相勤候ニ付、右掛ケ屋敷ニ而一役御免被為仰付御座候処、

右之通三ケ條御法度書之証文ニ脇書仕度、 左ニ書付乍恐御窺奉申

上候、以上

紙屋

吉右衛門

鳥飼屋猶蔵

方取締役被為

買受、丁内持

仰付右役相勤候内

壱役御免

【町内持直判】宗旨巻は町内の家屋敷所有者を確認するものである。 という。住宅や町内持の家屋敷は宗旨巻に所有者が捺印する。これ これを「代判」という を直判という。なお掛屋敷を家守が管理する場合は家守が捺印する。 その家屋敷に所有者が居住する場合は「住宅」、所有者はその家屋敷 に居住していないが同じ町内の住人である場合 (掛屋敷) は「町内持」

(裏表紙)

\*寺社方役所に提出。

道修町三丁目

会所

 $\Box$ 

他町持豊後町ニ住宅

御奉行様

大西駒蔵様御聞届

天明七年未十二月九日

0

甚右衛門○

丁内近江屋

藤右衛門借屋 四月唐物売買 天明六丙午年

翻

訳

おそれながら引っ越しのお願

借屋住人 道修町三丁目近江屋藤右衛名義

鳥飼屋猶蔵

別家で手代の鳥飼屋喜兵衛は今年の四月まで町内にある鳥

た。ところが病身のため商売を勤めるのが難しくなり、私方に 飼屋惣七が家守として管理する借屋に世帯主で住んでいまし

ん。そこでこの度南都の下三条町に住む弟油屋又次郎方へ引っ 引き取り同居させていました。しかしいまだ体調が勝れませ

越し同居したいと申します。そのためお手数ながら、この引っ

せん。ご高配をたまわり、この願いをお聞き届けくださいまし 債権・債務・掛け売り・掛け買いにかかわるもめごとはありま 越しの件をお願いします。ちなみにこの喜兵衛は大坂において

たらありがたく存じます。以上です。 天明七年九月二十六日

鳥飼屋猶蔵

病気のため 鳥飼屋喜兵衛 弟又次郎

この通り猶蔵がお願いしておりますので、おそれながら私どもが

署名捺印します。以上です。

近江屋藤右衛門

家主

病気のため別家手代又右衛門

大坂東町奉行様

町年寄

紙屋吉右衛門

同 同 同

小西八兵衛 紀伊国屋仁兵衛 小西甚右衛門

おそれながら口上

道修町三丁目銭屋与左衛門が家守として

管理する借屋住人 近江屋十右衛門

つ、私が管理人である借屋の軒下に今夕七時頃、今年二歳ばか

りにみえる男児の捨子がありましので、早速家に入れ体を見改 めましたが疵などはありませんでした。大切に介抱し養育して

が添えてありましたので持参しました。以上です。

おりますことをお届け申し上げます。なお子どもに匿名の書置

町年寄病気のため月行司

天明七年十月六日

近江屋十右衛門

浅井以敬

大坂町奉行様

五人組

紙屋源八

せん。くれぐれもお頼みします。

い、この衣服だけになりました。この子は家のない者ではありま

皇社です。何枚か着替えはあったのですが、

一枚一枚と売り払

### おそれながら口上

道修町三丁目町年寄が病気

のため 月行司

つ、今夜、町内の近江屋十右衛門が家守として管理する借屋の る町会所屋敷内の借屋に住む有具屋長五郎です。本人を連れて 示があり承知しました。夜番は藤嶋屋弥七が家守として管理す 速お届けしたろころ、本日夜番の者を連れて出頭するようご指 軒下に今年二歳くらいにみえる男の子の捨子がありました。早

天明七年十月七日

まいりましたので、お届けします。以上です

大坂町奉行様

伏見屋五郎兵衛

恐縮に存じますが書置にてお願いします。私はとりわけ不運続き る次第です。この子は去年の四月二十三日生まれ。氏神は仁徳天 しなければならなくなります。そのため御町内に養育をお願いす に不運が積み重なり、いつまでもこの子に構っていると物乞いを しまいました。なんとかしてこの子を育てたいのですが、我が身 です。まず母がはかなくなり、次いでこの子の母親も亡くなって

つ、

御町中様

す。この書置を写しましたので、僭越ですが提出します。以上です。 年二歳ばかりの男児捨子があり、その子に添えられていたもので この書置は、 昨夜、町内の近江屋十右衛門名義の借屋の軒下に今

道修町三丁目町年寄が病気につき

伏見屋五郎兵衛

大坂町奉行様

天明七年十月七日

おそれながら口上

道修町三丁目夜番

する借屋住人 同町会所屋敷家守藤嶋屋弥七が管理 有具屋長五郎

内の者がこのことをお届けしました。私は道修町三丁目に夜番 軒下に今年二歳くらいにみえる男の子の捨子がありました。 ました。おそれ多いことですが、以下この件につき申し上げま で雇われています。この件で町奉行所に呼ばれ事情を尋ねられ 昨夜、 私は昨夕、道修町三丁目に出勤し町内を見回りました。 町内の近江屋十右衛門が家守として管理する借屋の 町

常はありませんでした。一度番屋

(町会所か)に戻り、まもな

触もあり、当然のことですが、その趣旨を守って巡廻をしてき きただちに家守と町内に知らせました。以前から捨子監視の町 く町内の見廻りに出かけたところ、この捨子がありました。驚

件はご配慮いただき、穏便に捨子届けをご受理していただきた 弁明はしません。ただただ申し訳なく存じます。どうか今回の の不注意で申しわけありません。どのようなご処分をうけても ました。しかし捨子があったことに気づかないでいたのは全く

天明七年未十月七日

くお願い申し上げます。以上です。

家守 藤嶋屋弥七 有具屋長五郎

町年寄病気につき

月行司伏見屋五郎兵衛

大坂東町奉行様

にある伏見屋六兵衛名義の借屋に住んでいます。このことを今 箇所に次のような追記を書き入れたく、おうかがい申し上げま 留守中なので、今年十月から使用する宗旨巻の小西嘉助の該当 年六月十四日に届け出、ご受理いただけました。半兵衛はまだ 留守中の代判は別家で手代の小西嘉助が勤めます。嘉助は町内

す。 天明七年十月九日

紙屋吉右衛門

大坂町奉行様

番所詰め。半兵衛が留守中の代判は別家で手代の小西嘉助。 家主の小西半兵衛は過書座年寄役勤務のため摂津国平田の船

嘉助は町内にある伏見屋六兵衛名義の借屋の住人。

東町奉行所で貼紙手続きを済ます。

覚

おそれながら口上

肥前国唐津藩

道修町三丁目

町年寄

つ、米百三十六石六斗、今年九月分

つ、小西半兵衛は居宅として町内に家屋敷を一カ所所有してい

た。これにより摂津国平田の船番所詰めの勤務となりました。 ます。今年六月から過書座の年寄役を勤めることになりまし

> 上です。 右は水野左近将監殿蔵屋敷の入荷米にまちがいありません。以

蔵元道修町三丁目

궂

十月十三日 紙屋吉右衛門

北組惣御年寄中

月行司

浅井以敬

おそれながら口上

道修町三丁目

町年寄

覚

つ、 内で所持または預かっている者を確認し文書で提出するよう物 町奉行所から鉄砲所持の調査をするようご指示があり、町

者はいませんでした。この事を文書でご報告します。以上です。 くまなく確認しましたところ、鉄砲を所持または預かっている 会所からご指示がありました。町内の家持住人から借家人まで

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

北組惣御年寄中 未年十月十三日

月行司の名前は浅井以敬で書類を作成

北組三番

一つ、町内の住人小西半兵衛は今年六月から過書座の年寄役をつ とめることになりました。このため摂津国平田船番所詰めの勤

務となりました。留守中の代判は別家で店の手代をつとめる小

西嘉助がつとめます。嘉助は町内にある伏見屋六兵衛名義の借

図の奥書の該当箇所に貼紙で記載したいので、この事をお伝え る間は公役の負担が一役分免除されました。この変更を水帳絵 屋に住んでいます。半兵衛の願いにより、この役をつとめてい

します。以上です。

東町奉行様

天明七年十一月四日

紙屋吉右衛門

旨巻証文に一役が無役となったことを追記したく、以下のよう 内の家役総数から一役免除を指示された。これにより三ケ条宗 旨巻に追記したいと口上書でお尋ねした。地方役所と同様、 この件は、同日宗旨方役所へも、一役分無役になったことを宗

つ、歌舞伎役者を町内で調査したところ、一人も居住しており ません。このことを文書でご報告します。以上です。

覚

未年十一月朔日

紙屋吉右衛門

二七

な文面でよいかおたずねした。文案は次の通り。

所に詰めております。半兵衛が留守中の代判は別家手代で町 家主の小西半兵衛は過書座年寄役勤務のため摂津国平田船番

つ、

町内の住人近江屋忠右衛門は十歳なので同居の手代庄兵衛

守紙屋源八が、この度印鑑彫り直しを申請

内伏見屋六兵衛名義の借屋住人

小西嘉助

天明七年十一月以後、 家役を一役免除するとご指示を受けた。 過書座年寄任期中は

勤める。

以上です。

右の内容で水帳絵図に貼紙をしたいので、書面で御報告します。

町内にある上田三郎左衛門名義の借屋に別家。代判は継続して を代判人にたてている。庄兵衛はこのたび三右衛門と改名し、

天明七年十一月十九日

浅井以敬

大坂東町奉行様

屋敷ならびに町内住人名義の屋敷管理人紙屋源八と記す。そ 脇書の文言は地方役所の書類と同様、紙屋吉右衛門居宅の続 右の件は同日、宗旨方役所にある書類にも脇書を申請した。

つ、町内住人小西半兵衛は今年六月から過書座年寄役を勤めて

はばかりながら口上

蔵様が受理された。

の他の脇書は右に示した通り。この申請は担当与力の大西駒

道修町三丁目町年寄

の件を書面でご報告します。

年寄役の任期中は家役を一役免除するよう指示されました。こ います。この件で昨二日に東町奉行所に呼び出され、半兵衛が

惣御年寄中 未年十一月三日

紙屋吉右衛門

大坂北組道修町三丁目年寄

紙屋

吉右衛門

居宅続屋敷の分

家守は吉右衛門名義の借屋住人

つ、

町内にある町年寄紙屋吉右衛門名義の家屋敷を管理する家

代判は同居の手代

十一月

丁目住人からさしあげます。以上です。

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

未年十一月二十六日

惣御年寄中

右の銀は大坂町奉行として着任された御祝いとして、道修町三

吉右衛門●

別家。代判はこれまでの通り町内上田三郎左衛門名義の借屋へ

家主近江屋忠右衛門が拾歳につき

町内持 紙屋源八〇 家守は吉右衛門名義の借屋 紙屋 今後この印鑑を使用 吉右衛門● 印鑑を彫り直し 右に同じ 十一月 一つ、今年八月から十一月までに江戸に出荷した十一品諸荷物に 一つ松平次郎兵衛様へ かは、他所・他国の船で江戸に直接輸送した商品はありません。 この結果を書面で報告します。以上です。 つき町内で確認しましたところ、廻船会所へ書面で届け出たほ 未年十一月二十二日 覚 惣御年寄中 白銀一枚 月行司 道修町三丁目年寄 紙屋吉右衛門 浅井以敬

紙屋源八〇

覚

おそれながら口上

つ、豊後町の住人小西甚右衛門は町内に他町持として扱われる はばかりながら口上

除する御指示も受けていました。ところがこのたびこの家屋敷 を命じられ、あわせて在任中は町内の家屋敷から家役を一役免 家屋敷を一カ所所持しています。甚右衛門は先日、唐物取締役

で、甚右衛門に対する一役免除特権は甚右衛門が道修町三丁目 が東町奉行所に呼び出されました。町内家屋敷が売却されたの を町内の鳥飼屋猶蔵に売却しました。これにつき、本日町年寄

り公役その他を負担するよう御指示を受けました。この事を書 れにともない、町内にある甚右衛門名義の家屋敷は以前のとお 以外に所有する掛屋敷に適用するとの御指示がありました。こ

道修町三丁目町年寄

面でお知らせします。以上です。

未年十二月八日 惣御年寄中

紙屋吉右衛門

はばかりながら口上

道修町三丁目

町年寄

年寄

道修町三丁目

つ、豊後町小西甚右衛門は町内に他町持として扱われる家屋敷 カ所を所持しています。甚右衛門は唐物売買方取締役にな この掛屋敷から一役免除するよう御指示がありました。こ

のたびこの家屋敷を町内の近江屋藤右衛門名義の借屋住人鳥飼

間一尺七寸三分、家役は一役六歩。この家屋敷は豊後町の小西 他町持の家屋敷一カ所、間口は六間一尺五寸・裏行は二十

三

つ、

甚右衛門が所持しておりました。このたび町内の住人近江屋藤 右衛門名義の借屋住人鳥飼屋猶蔵が買い取りました。

つ、小西甚右衛門は唐物取締役をつとめていることから、道修 町三丁目にある屋敷から家役一役を免除されておりました。こ のたびこの家屋敷を売却しましたので、水帳絵図の奥書に

右のとおり、水帳絵図に貼紙をしたく、書面で申請します。以上 役」と記した箇所を貼紙をして抹消したいと希望します。

です。

大坂東町奉行様

天明七年十二月九日

紙屋吉右衛門

| 会所 | 道修町三丁目 | (裏表紙) | 並びに直判となる、 | 買い取り、町内持、在任中一役御免除。 | 住人鳥飼屋猶蔵が一命じられる。 | が所有する借屋の善唐物売買方取締役を | 町内近江屋藤右衛門 天明六年四月、 | ○ ○ 甚右衛門○ | 十二月 | 他町持。家主は豊後町に居住 | 御奉行様 大西駒蔵様が受理された | 天明七年十二月九日 紙屋吉右 | 上です。 | 右の内容を宗旨巻に脇書をしたく、以下、書面で申請し | をすることになりました。 | 屋が高大買し耳を一 多屋男に田 P打したと一 が高大量 |
|----|--------|-------|-----------|--------------------|-----------------|--------------------|-------------------|-----------|-----|---------------|------------------|----------------|------|---------------------------|--------------|-----------------------------|
|    |        |       |           | 免除。                |                 | V締役を               | Α,                | 門         |     |               |                  | 紙屋吉右衛門         |      | 書面で申請します。以                |              | <b>雑店の書類に直半</b>             |